

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯（以下「新婚世帯」という。）を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、結婚等をしやすい環境づくりを推進し、もって和泉市の少子化対策の強化に資するとともに、若年世代の和泉市への移住および定住を促進することを目的として、新婚世帯に対して住居費の一部を補助するものとし、その補助について、和泉市補助金等交付規則（平成23年和泉市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月29日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 令和5年1月1日から3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和4年4月26日制定。以下「昨年度要綱」という。）に基づく交付決定を受けて、当該補助金の額が30万円に達しなかった夫婦。
 - ロ 令和4年度において補助金の申込みを行ったとした場合において、昨年度要綱に定める補助対象世帯等の要件を満たす夫婦。
- (3) 住宅取得費用 婚姻を機に新たな生活を送るための住宅の取得（当該取得に係る契約が婚姻届を提出した日から1年以内であるものに限り、自己の名義で当該住宅の登記（共有名義で住宅を登記する場合にあっては、2分の1以上の持分を有すること。）をし、自己の居住の用に供することをいう。以下同じ。）に要した費用のうち、次に掲げる費用以外のものをいう。

なお、売主が、新婚世帯の夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者の場合又は契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除くものとする。

 - イ 土地の取得に要した費用
 - ロ 住宅ローン手数料
 - ハ 国の住宅の取得に係る補助の対象となった費用
- (4) 住宅賃借費用 婚姻を機に新たな生活を送るための住宅の賃借（賃貸住宅を所有又は転貸する者（新婚世帯の夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者を除く。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。以下同じ。）に要した費用のうち次に掲げるものをいう。
 - イ 当該住宅の賃料
 - ロ 当該住宅の敷金
 - ハ 当該住宅の礼金
 - ニ 当該住宅の共益費
 - ホ 当該住宅の仲介に係る手数料

(5) リフォーム費用 婚姻を機に新たな生活を送るための住宅（新婚世帯又は継続補助世帯の一方又は双方が所有する住宅であつて、その所在地が新婚世帯又は継続補助世帯の一方又は双方の住民票に記載されている住所と一致するものに限る。以下「所有住宅」という。）のリフォーム（修繕、増築、改築、改造、設備の更新等の住宅の機能の維持又は向上のために行う工事（請負契約によるものに限る。）をいう。以下同じ。）に要した費用のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。なお、当該リフォームに係る契約が婚姻届を提出した日から1年以内であるものに限る。

イ 倉庫、車庫その他これに類するものの工事に要した費用

ロ 門、フェンス、植栽等の外構の工事に要した費用

ハ エアコン、洗濯機等の家電の設置に係る工事に要した費用

ニ 国のリフォームに係る補助の対象となった費用

(6) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第2項に規定する所得をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。

(2) 婚姻日時点において、夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。

(3) 交付申請日時点において、新婚夫婦の双方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録（以下「住民登録」という。）を行っている住所が、和泉市内であり、かつ、婚姻を機に新たに生活を送るための住宅の所在地であること。

(4) 夫婦のどちらかの親世帯が和泉市内に住民登録を行っていること。

(5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(6) 申請の時点において、夫婦のいずれの者も、納期限が到来している和泉市市税の未納がないこと。

(7) 夫婦のいずれの者も、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

イ 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第46号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

(8) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、本要綱に定める継続補助世帯を除く。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付の対象となるものは、本要綱第2条に定める継続補助世帯とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃借費用及びリフォーム費用（以下「住居費等」と

いう。)を合算した額から新婚世帯又は継続補助世帯が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住宅の賃借に係る補助の額等を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、夫婦の年齢区分に応じ、1世帯当たり次の各号に定める額を限度とする。ただし、継続補助世帯にあつては、30万円から昨年度交付確定額を控除した額を上限とする。

(1) 婚姻日時点における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合 60万円

(2) 上記以外の場合 30万円

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月29日までとする。

2 前項の規定に関わらず、第3条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合、補助対象期間は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和5年5月1日から令和6年3月29日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和5年5月1日から令和6年3月29日までに行わなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付確定通知書(様式第9号。以下

「確定通知書」という。)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助決定者は、前条の確定通知書を受け、補助金が確定した場合は、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 補助決定者は、前条の規定にかかわらず補助金額の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、補助事業の完了前に1回限り概算払を受けることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、前条第1項に規定する請求書に住居費等に係る領収書等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金返還命令書(様式第12号。以下「返還命令書」という。)により、その返還を命ずるものとする。

2 補助決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金を返還命令書に基づき、速やかに返還しなければならない。

(報告等)

第16条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

(失効規定)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 この訓令の失効日以前に第6条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定等その他の措置については、この訓令の失効後もなお従前の例による。

別表（第6条・第8条・第10条・第12条関係）

申請内容	区分	証明書类等
交付申請	新婚世帯	令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
		婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
		申請世帯の住民票
		夫婦のどちらかの親世帯の住民票
		夫婦の所得証明書（直近のもの）
		物件の売買契約書、建物の登記事項証明書及び領収書の写し（住宅取得の場合）
		物件の賃貸借契約書の写し（住宅賃借の場合）
		住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借の場合）
		誓約書（様式第3号）
		貸与型奨学金を返済している場合にあっては、返還額がわかる書類の写し
	市長が必要と認める書類	
	継続補助世帯	令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
		昨年度要綱に基づく交付確定通知書の写し
市長が必要と認める書類		
変更交付申請	共通	令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第6号）
		当該変更に係る書類
		市長が必要と認める書類
実績報告	共通	令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金実績報告書（様式第8号）
		住居費等に係る領収書等の写し
		市長が必要と認める書類
請求	共通	令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第10号）
		補助金の振込口座等が確認できる書類
		市長が必要と認める書類

和泉市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号
メールアドレス

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付申請書

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

1 申請区分		<input type="checkbox"/> (1) 新婚世帯（夫婦ともに29歳以下） <input type="checkbox"/> (2) 新婚世帯（上記（1）以外の新婚世帯） <input type="checkbox"/> (3) 継続補助世帯	
2 婚姻年月日		年 月 日	
3 対象経費の内訳	住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（A）	円
	住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
		敷 金（B）	円
		礼 金（C）	円
		仲介手数料（D）	円
		リフォーム費（E）	円
		家賃・共益費（F）	月額 円
		住居手当（G）	月額 円
実質家賃負担額（H） （F）－（G）	月額 円× カ月 ＝ 円		
4 対象期間 ※今回補助を申請する期間		年 月から 年 月まで カ月分	
5 対象経費合計（I）（A+B+C+D+E+H）		円	
6 補助金申請額 ※1 (I)と申請区分(1)なら60万円、(2)なら30万円、(3)なら30万円と比較して少ない方を記入 ※2 1,000円未満の端数は切り捨て		円	
7 添付書類		<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） <input type="checkbox"/> 住民票（ <input type="checkbox"/> 夫婦、 <input type="checkbox"/> 親世帯） <input type="checkbox"/> 所得証明書（ <input type="checkbox"/> 申請者、 <input type="checkbox"/> 配偶者） <input type="checkbox"/> 売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 建物の登記事項全部証明書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 離職票の写し（無職の場合） <input type="checkbox"/> 昨年度要綱に基づく交付確定通知書の写し（継続補助世帯のみ）	

和泉市長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 現在、支給している。

、

年 月から 住宅手当 月額 円
※変更があった場合
年 月から 住宅手当 月額 円

(2) 支給していない。

(3) これから支給する。

、

年 月から 住宅手当 月額 円
※変更がある場合
年 月から 住宅手当 月額 円

(注意事項)

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 住宅手当支給状況については、(1)、(2)、(3)のいずれかに○印をつけてください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

和泉市長 様

申請者 住所

氏名

配偶者 氏名

誓 約 書

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金の交付を受けるにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 私（申請者）及び配偶者は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。
2. 私（申請者）及び配偶者は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。
3. 私（申請者）及び配偶者は、対象経費のうち住宅取得に係る売主、住宅賃借に係る賃借主の2親等以内の親族ではありません。
4. 私（申請者）及び配偶者は、対象経費のうち住居費の内容及び市税の滞納状況について、市長が調査することに同意します。
5. 私（申請者）及び配偶者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第46号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
6. 私（申請者）及び配偶者は、申請内容に虚偽があった場合には補助金を全額返還します。
7. 私は現在就職していません。 氏名 _____

氏名 _____

※上記を証明する添付書類

離職票の写し

その他（ _____ ）

8. 私（申請者）及び配偶者は、市が行う本事業の効果検証にあたり、申請者及び世帯員の申請後5年間の転出入状況について市長が調査することに同意します。

和泉 第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 印

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

和泉 第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 印

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき審査した結果、次のとおり不交付とすることに決定したので、通知します。

記

1. 不交付の理由

和泉市長 様

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け、和泉 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請区分	<input type="checkbox"/> (1) 新婚世帯（夫婦ともに29歳以下） <input type="checkbox"/> (2) 新婚世帯（上記（1）以外の新婚世帯） <input type="checkbox"/> (3) 継続補助世帯		
2 婚姻年月日	年 月 日		
3 対象経費の内訳	住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（A）	円
	住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
		敷 金（B）	円
		礼 金（C）	円
		仲介手数料（D）	円
		リフォーム費（E）	円
		家賃・共益費（F）	月額 円
住居手当（G）	月額 円		
実質家賃負担額（H） （F）－（G）	月額 円× カ月 ＝ 円		
4 対象期間 ※今回補助を申請する期間	年 月から 年 月まで カ月分		
5 対象経費合計（I）（A+B+C+D+E+H）	円		
6 補助金申請額 ※1 (I)と申請区分(1)なら60万円、(2)なら30万円、(3)なら30万円と比較して少ない方を記入 ※2 1,000円未満の端数は切り捨て	円		
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票（ <input type="checkbox"/> 夫婦、 <input type="checkbox"/> 親世帯） <input type="checkbox"/> 売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 建物の登記事項全部証明書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 離職票の写し（無職の場合）		

和泉 第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 印

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金変更交付決定額 | 金 | 円 |

和泉市長 様

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金実績報告書

年 月 日付け和泉 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定により、必要書類を添えて
次のとおり報告します。

1 申請区分		<input type="checkbox"/> (1) 新婚世帯（夫婦ともに29歳以下） <input type="checkbox"/> (2) 新婚世帯（上記（1）以外の新婚世帯） <input type="checkbox"/> (3) 継続補助世帯	
2 婚姻年月日		年 月 日	
3 対象経費の内訳	住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（A）	円
	住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
		敷 金（B）	円
		礼 金（C）	円
		仲介手数料（D）	円
		リフォーム費（E）	円
		家賃・共益費（F）	月額 円
		住居手当（G）	月額 円
実質家賃負担額（H） （F）－（G）	月額 円× カ月 ＝ 円		
4 対象期間 ※今回補助を申請する期間	年 月から 年 月まで カ月分		
5 対象経費合計（I）（A+B+C+D+E+H）		円	
6 補助金申請額 ※1 （I）と申請区分（1）なら60万円、（2）なら30万円、（3）なら30万円と比較して少ない方を記入 ※2 1,000円未満の端数は切り捨て		円	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 住居費等に係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）		

和泉 第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 印

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付することに確定したので、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

和泉市長 様

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け、和泉 第 号で交付決定のあった、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金について、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱（第12条・第13条第2項）の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

交付決定額・交付確定額											円
既交付額	年 月 日交付										円
今回交付請求額											円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

(申請者)

住 所
氏 名 様

和泉市長 印

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、和泉 第 号で交付決定をした令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金について、次のとおり取り消したので、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第14条第2項の規定により、通知します。

交付予定額			円
交付取消額			円
取消の内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額の全額		
	<input type="checkbox"/> 交付決定額の一部		
	一部取消額の内訳		円
取消理由			

(申請者)

住 所
氏 名 様

和泉市長 印

令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金返還命令書

年 月 日付け、和泉 第 号で決定した令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金について、令和5年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
交付決定額	円
既交付額	年 月 日交付 円
交付確定額	円